

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

## 記

### 1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

## 2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

環廃対発第 1703212 号  
環廃産発第 1703211 号  
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

については、貴職におかれては、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

## 記

### 1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

## 2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあつては市町村、産業廃棄物にあつては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあつせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあつせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あつせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。



## 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する

### 特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

平成 6 年 3 月 2 9 日  
衛環第 120 号 各都道府県廃棄物  
行政主管部（局）長宛厚生省生活衛  
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 3 1 号。以下「合特法」という）の趣旨及び運用については、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び合特法に基づく合理化事業計画の策定の実態にかんがみ、平成 5 年 4 月 6 日衛環第 1 2 0 号により、合理化事業計画について所要の事項を通知したところであるが、今般、別紙のとおり「合理化事業計画の策定要領」を取りまとめたので、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

#### 記

- 1 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るためには、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。
- 2 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。
- 3 このため、各市町村は、一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要となる対策について所要の検討を行うよう努められたい。

#### 合理化計画の策定要領

##### はじめに

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という）の趣旨に基づいて、全国の市町村では、①金銭措置を講じたもの、②代替業務を提供したもの、③従業員の雇用対策が講じたもの、等それぞれ市町村の地域性、歴史性、財政状況等に基づいて多種多様な支援措置が講じられてきた。こうした実態の背景としては、“一般廃棄物処理

業等”と一口に言っても地域によってかなり異なる形態で行われてきたこと、また、下水道の普及状況が全国一律ではないため、いざ実行の段になるとその時々々の社会経済状況を反映する等の側面があるものと考えられる。ともかく、これまで市町村は、それぞれに試行錯誤しながら固有の支援策を選択してきたのが実情である。

この要領は、今後下水道の普及により著しい影響を受ける一般廃棄物処理業者等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対して支援策を講じようとする市町村が、「合特法」に基づく合理化事業計画を作成することを容易にするために作成したものである。

### 1 「合特法」の概要

本法律は、一般廃棄物処理業等（し尿等の処理業という。以下同じ。）が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として昭和50年に制定された。近年、下水道の整備は全国的な規模で進展し、これに伴い一般廃棄物処理業者等はその事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため、事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場による処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模が縮小しつつも、継続して行わなければならない。

このような事情にかんがみ、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与することを目的とするものである。

### 2 租税特別措置の概要

昭和60年の「合特法」の一部改正により、第3条第2項において資金上の措置に関する事項を合理化事業計画に定めることとされ、平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知により、一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額（以下「減価補てん金」という。）並びに転廃業を助成するために所定の計算式によって算定した金額（以下「転廃業助成金」という。）については、租税特別措置法第28条の3及び第67条の4の転廃業助成金等に係る課税の特例の対象となることになった。

### 3 合理化事業計画の策定に当たっての留意点

各市町村においては、下水道の普及状況が一定の段階になると、著しく影響を受ける一般廃棄物処理業務等（し尿等の処理に係る業務をいう。以下同じ）の縮小又は廃止の対策を進める必要性が生じてくると予測される。これまでの実例を見てみると、「合特法」に基づく合理化事業計画の事例は非常に少ないので、次の諸点に留意され、「合特法」に基づく合

理化事業計画を策定されるよう努められたい。

- (1) 「合理化事業計画」は、下水道に係る事業計画等必要な書類が整い、その市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。
- (2) 近隣都市及び同規模の他都市の前例や計画の情報収集に努めること。
- (3) 一部事務組合等複数の市町村に関係する広域的対応が必要な場合は、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ調整を依頼すること。

#### 4 合理化事業計画の参考例

次のとおり「合理化事業計画」の参考例を作成したので、計画作成時において実務上の参考とされたい。

「〇〇〇市（町村）合理化事業計画」

##### 1 目的

本市（町村）の下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市（町村）は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

##### 2 本市（町村）の状況

市（町村）の人口、面積、特徴等。

##### 3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿汲み取り業は、昭和〇〇年から委託制となり（昭和〇〇年から許可制となり）、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市（町村）のし尿等の要処理量は〇〇〇klであり、別表1の〇〇業に委託されている（許可されている）。

##### 4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

##### 5 し尿等の要処理量の見通し

本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

##### 6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

##### 7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおり影響を受けると見込まれる。

##### 8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市(町村)における一般廃棄物処理業務等の有するし尿等の処理に係る車両について、  
〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から平成〇〇年度までの〇年間とする。

※5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、  
所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市(町村)は、次の支援策(援助策)を実施する。

※ 次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択する  
よう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業  
務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活  
用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得  
のための研修等の援助策を講じる。

- ①ごみ処理(再生を含む)業務
- ②下水道汚泥運搬処分業務
- ③下水道管路施設の維持管理業務
- ④下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥道路清掃管理業務
- ⑦その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助(支援)の必要性、内容等の  
検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通  
知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっ  
せん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策  
を講じる。

## 9. 添付書類

- (1) ○○○市（町村）一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等との委託契約書等
- (3) 公共下水道の事業計画及び認可書の写し
- (4) 公共下水道の供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

### し尿等の処理委託（許可）業者名簿

(別表1)

平成○○年○○月○○日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表2)

### し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成○○年度	平成○○年度		平成○○年度
全 市 町 村 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下 水 道 水 洗 化 人 口				
処 理 区 域 外 人 口				
区 域 内 未 直 結 人 口				
し尿等の要処理人口				
し尿等の要処理量				

(各年度○○月○○日現在、単位：人口千人、し尿等量：千kl)

注) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため、必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度		平成〇〇年度
年度し尿等の要処理量				
一台当たり年間処理量				
要処理車両台数				
要減車車両台数				
減車計画台数				
委託総車両台数				
1社当たり車両台数				

(単位：し尿等量はkl、車両台数は台)

注1) 委託車両台数を基礎として処理体制の水準を予測した参考例である。

注2) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を把握するため必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

令和4年6月1日

## ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが 込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サー ビスを提供する事業者に関する注意喚起

令和元年9月から、不用品・粗大ごみ回収サービス（以下「不用品等回収サービス」といいます。）を提供する事業者のウェブサイト上に表示された「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。」「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」などの広告を閲覧した消費者が、定額パック料金だけを支払えば不用品等回収サービスの提供を受けられるものと思い、同サービスの提供を受けたところ、「定額パック料金以外に、ウェブサイトに表示されていなかった処分費用等の名目で想定していたよりも高額な料金を請求された。」といった相談が、各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。

消費者庁並びに福岡県及び熊本県が合同で調査を行ったところ、ADW株式会社及び株式会社Triple R（以下「本件事業者」といいます。）による、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1. 対象の概要（注）

対象事業者	所在地	対象ウェブサイト
ADW株式会社 (法人番号 8011001121875)	東京都港区六本木六丁目1 番20号六本木電気ビル6階	KADODE ( <a href="https://kado-de.jp/">https://kado-de.jp/</a> )
株式会社Triple R (法人番号 8290001063191)	福岡県嘉穂郡桂川町大字寿 命43番地7	不用品買取センター ( <a href="https://www.bfh.jp/">https://www.bfh.jp/</a> )

（注）上記事業者の代表者はいずれも石橋<sup>いしばし</sup> 一平<sup>いっぺい</sup>です。同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

### 2. 具体的な事例の概要

本件事業者は以下のような行為を行っていました。

- (1) ウェブサイトに「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。」「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」などと、定額で不用品等回収サービスを行う旨を表示し集客を行います（別紙）。

本件事業者が、それぞれ運営するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」といいます。）において、追加料金のない定額パック料金で不用品等回収サービスを提供しているかのような広告をすることにより、消費者に、不用品等回収サービスを定額で行ってもらえるという印象を持たせます。

- (2) 訪問見積りなどの日取りを決定します。

消費者が、前記(1)の広告を閲覧し、本件ウェブサイトに表示された本件事業者の電

話番号に電話すると、本件事業者から委託を受けたコールセンターにつながり、以下のように対応された消費者は、訪問見積り又は回収日の予約をします。

- ・消費者が部屋の広さや不用品の量などを説明し、想定している定額パックでの回収が可能か問い合わせをするも、「サイト記載の値段で大丈夫だと思いますが、詳細は当日の見積りになります。」などと答え、定額パック料金での回収可否について明言しません。
- ・見積りのキャンセルは可能であることを説明します。

### (3) 不用品・粗大ごみをトラックに積んだ後に、事前に説明のない費用を追加するなどし、高額な回収費用を請求してきます。

実際の不用品・粗大ごみの回収は、本件事業者から委託を受けた別事業者が行い、回収場所や不用品・粗大ごみをトラックに積んだ後などに、次のような対応により、消費者が本件ウェブサイトを開覧して認識していた定額パック料金以上の料金を請求します。

KADODEについては、以下のとおり説明していました。

- ・「定額料金以外に別途処分料が掛かる。」
- ・「不用品の大きさから事業廃棄の対象となり料金が加算される。」
- ・「不用品が重い。」
- ・「クレジット手数料が掛かる。」

不用品買取センターについては、以下のとおり説明していました。

- ・「ウェブサイトに掲載されている金額はトラックに荷物を平積みした場合の金額だ。」
- ・「リサイクル料金が掛かる。」

この他にも、定額パック料金に近い仮の見積金額を提示してから、「料金は不用品を積んだ時の高さによって変わるので、見積価格は積んでみないと分からない。」などと言って作業前には明確な見積金額を示さず、不用品をトラックに積んだ後、「思ったよりも高くなった。想定していた●倍になった。」などと言って定額パック料金を大幅に上回る料金を請求し、キャンセルを申し出た消費者に対して、「トラックに積んでいるのでキャンセルはできない。」と言ってキャンセルに応じない場合や、「割引については今の時期やっていない。」と言ってインターネットの広告に表示している割引を適用しない場合があります。

なお、本件事業者は、不用品・粗大ごみの回収について本件事業者から委託を受けた別事業者による上記の対応を把握していましたが、消費者庁が確認した限り、令和4年5月16日まで本件ウェブサイトの表示の変更をしていませんでした。

## 3. 合同調査の実施

本件事業者のそれぞれの行為によって消費者の被害が拡大したことを踏まえ、消費者庁は、株式会社Triple Rの本店が所在する福岡県及び住民に被害が及んでいた熊本県と協力して調査を行いました。

## 4. 合同調査で確認した事実

本件事業者は、本件ウェブサイトにおいて、別紙のとおり、KADODEについては、トラックなどの絵と併せて、

「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。お見積り後の追加料金など一切ありません。他社では別料金となってしまう搬出作業費・お掃



除作業費・スタッフ追加料金・車両費・出張費・エアコン取り外し費用は一切かからないので安心！お客様にピッタリなプランをご提案させていただきます！込み込みパック料金で安心！オプション以外に別途料金はかかりません！」

「1番人気！ Sパック ちょっとしたお片付け＋大型家電の処分に最適！ 目安：1.5㎡ 軽トラ以上 買い替え等 15,000円」

「Mパック 1人暮らしの1R～1Kのお部屋に最適！ 目安：3㎡ 2t平車以上 1R・1Kタイプ 30,000円」

不用品買取センターについては、トラックなどの絵と併せて、

「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」

「不用品買取パックはこれら全部コミコミ!!」

「大変な分別や梱包も全てお任せ!! 搬出作業 階段料金(2階迄込) スタッフ追加料金 車両費 エアコン取外し(1台迄込) 出張費 梱包作業費 分別作業費」

「Sパック 1人暮らし程度のお片付け！ 目安：1.5㎡ 買替え時 通常価格15,000円(税込)が10,000円(税込)」

「Mパック 1人暮らし 1R～1Kのお部屋に最適 目安：3㎡ 1R/1K 通常価格30,000円(税込)が20,000円(税込)」

といった、追加料金のない定額パック料金で不用品等回収サービスを提供している旨の広告をし、その広告を閲覧した消費者は、本件事業者が提供する不用品等回収サービスを追加料金のない定額パック料金で受けられるものと認識して申し込んでいたが、本件事業者が提供する不用品等回収サービスの実態は上記2(3)のとおりであり、広告・表示の内容と異なるものでした(虚偽・誇大な広告・表示)。

なお、本件事業者は消費者庁の調査に対して、定額パック料金に含まれる費用は、本件ウェブサイトにて定額パック料金に含まれる費用として表示したもののみであり、本件ウェブサイトに表示していない費用はオプションとして追加料金を請求する場合があるとの意味である、と説明しています。

## 5. 消費者庁から皆様へのアドバイス

**○ 定額で済むと思っていても実際は様々な理由で追加料金を請求されることがあります。作業前に見積りを取るなど条件をしっかりと確認しましょう。**

事業者が、「料金は不用品を積んでみないと分からない。」などと言って、作業前に見積金額を示さない、見積書を交付しない、作業内容が曖昧であるなど、事業者の不審な点を感じた際は、契約を断るなど毅然とした対応を採りましょう。

**○ 高額な請求を受け、支払ってしまった場合には、すぐに最寄りの消費生活センターなどや警察に相談しましょう。**

ウェブサイトやチラシによる広告に記載された安価な料金や電話等で問い合わせた際に聞いた料金と、実際に作業員に現場で請求された料金に相当な開きがあったり、契約書面を受領していない場合などには、契約をしてしまった場合でも、クーリング・オフが認められることがあります。**高額請求を受け、実際に料金を支払ってしまった場合でも、消費生活センター等が交渉し、返金が行われた事例もありますので、すぐに、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。**

**○ お住いの自治体の不用品・粗大ごみの回収方法について早めに確認しましょう。**

一般の家庭から排出される不用品・粗大ごみは、「一般廃棄物」として、お住いの自治体や自治体から委託・許可を受けた事業者が回収をしています。

お住いの自治体によっては、不用品・粗大ごみの回収を申し込んでから回収までに日数を要する場合がありますので、引っ越し等で不用品・粗大ごみを処分する予定がある場合は、早めにお住いの自治体に問い合わせるなどしましょう。

使い終わった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に従い適切に処分する必要があります。また、処分の際にはリサイクル料金等が必要です。家電小売店へ引き渡すか、市区町村の案内する方法で適切にリサイクルしてください。

**相談窓口のご案内**

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）**

- ◆ 警察相談専用電話 電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

**【参考：本件に関連する注意喚起の情報】**

発信者	件名	URL
消費者庁	「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」、「鍵の110番24時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの24時間救急車」、「カギの110番」、「鍵の110番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起(令和4年2月25日)	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_220225_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_220225_01.pdf</a>
独立行政法人国民生活センター	見守り新鮮情報 第418号「ネット広告で見た不用品回収 10倍以上の料金に」(令和4年3月8日)	<a href="https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mai/mj-shinsen418.html">https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mai/mj-shinsen418.html</a>

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187

FAX 03-3507-7557

KADODE (https://kado-de.jp/) のウェブサイト(抜粋)  
 ※令和4年5月16日時点

**【トップページ】**

不用品・粗大ゴミ回収なら24時間365日受付のKADODE!

 24時間365日受付中!  
0120-966-926

出張費0円 お見積り0円 24時間作業 365日作業

大手運送会社の料金システムを導入!

明朗会計 即日対応 高価買取

年間 **40,000件** の実績!  
 最短 **1時間** でお伺いします!

まずは、お問い合わせください!

**0120-966-926**  
24時間365日受付中

**【キャンペーン】**

価格追求! WEB限定で更に**オトク**な価格を実現!

 **WEB割**  
**キャンペーン!**

WEBを見てお問い合わせくださった方限定で、特別価格をご案内!  
 今なら「SSパック」「Sパック」「Mパック」をご利用の方が最大**1万円**オトクに!

**【定額パック】**

不用品・粗大ゴミ回収なら24時間365日受付のKADODE!

 24時間365日受付中!  
0120-966-926

**PRICE**

**お得な定額パック**

定額パック料金は、全てが込み込みの料金。お見積り後の追加料金など一切ありません。他社では別料金となってしまう搬出作業費・お掃除作業費・スタッフ追加料金・車両費・出張費・エアコン取り外し費用は一切かからないので安心! お客様にピッタリなプランをご提案させていただきます! 込み込みパック料金で安心! オプション以外に別途料金はかかりません!

<p><b>SS</b> パック</p> <p>ちょっとしたお片付けに最適!</p> <p></p> <p>目安: 1㎡ カゴ車 少々のお荷物</p> <p><small>※リサイクル4品目、PCは除く</small></p> <p><b>10,000</b> 円</p>	<p><b>S</b> パック</p> <p>ちょっとしたお片付け+大型家電の処分に最適!</p> <p></p> <p>目安: 1.5㎡ 軽トラ以上 買い替え等</p> <p><b>15,000</b> 円</p>	<p><b>M</b> パック</p> <p>1人暮らしの1R~1Kのお部屋に最適!</p> <p></p> <p>目安: 3㎡ 2t平車以上 1R・1Kタイプ</p> <p><b>30,000</b> 円</p>	<p><b>L</b> パック</p> <p>ご家族のお引越し1DK~1LDKのお部屋に最適!</p> <p></p> <p>目安: 5㎡ 2t箱車(半) 1DK・1LDKタイプ</p> <p><b>50,000</b> 円</p>
<p><b>LL</b> パック</p> <p>ご家族のお引越し2K~2DKのお部屋に最適!</p> <p></p> <p>目安: 10㎡ 2t箱車以上 2K・2DKタイプ</p> <p><b>100,000</b> 円</p>	<p><b>3L</b> 以上</p> <p>遺品整理・一軒家・ゴミ屋敷など最適な方法をご案内!</p> <p></p> <p>目安: 30㎡ 汚部屋・遺品整理</p> <p><b>お見積り・要相談</b></p>		

【トップページ】

**不用品・粗大ゴミ回収は  
創業18年のプロにお任せ**

基本料金 **0円** × 安心の **定額パック** × 有料で! **買取**

定期的に市場価格を調査し  
最安値を継続中!  
※2022年5月16日現在

まずはお気軽にお問い合わせください!

24時間365日 無料見積受付中!  
0120-555-553

【キャンペーン】

ホームページを見てお問い合わせくださった方に、特別価格をご案内!

今なら全パックが  
最大1万円オトクに!

**SSパック** 本日限定  
通常価格 10,000円(税込)が  
**5,000円(税込)**

**Sパック** 本日限定  
通常価格 15,000円(税込)が  
**10,000円(税込)**

**Mパック** 本日限定  
まずはお気軽にお問い合わせください!

【定額パック】

**追加費用一切なし!**

定額パック料金に全て含まれています。

不用品買取パックは  
これら全部コミコミ!!

大変な分別や梱包も **全てお任せ!!**

搬出作業、階段料金(2階迄込)、スタッフ追加料金、車両費、エアコン取外し(1台迄込)、出張費、梱包作業費、分別作業費

**SSパック** ちょっとしたお片付けにピッタリ!

目安:1㎡ 少量のお荷物

通常価格 10,000円(税込)が  
**5,000円(税込)**

**Sパック** 1人暮らし程度のお片付け!

目安:1.5㎡ 買替え時

通常価格 15,000円(税込)が  
**10,000円(税込)**

**Mパック** 1人暮らし 1R~1Kのお部屋に最適

目安:3㎡ 1R/1K

通常価格 30,000円(税込)が  
**20,000円(税込)**

**Lパック** ご家族のお引越し等 1DK~1LDK!

目安:7㎡ 1DK/1LDK

通常価格 70,000円(税込)が  
**50,000円(税込)**

**LLパック** ご家族のお引越し等 2K~2DK!

目安:15㎡ 2K/2DK

通常価格 150,000円(税込)が  
**100,000円(税込)**

**3Lパック** 遺品整理・一軒家・ゴミ屋敷等

目安:30㎡ 汚部屋/遺品整理

**お見積り・要相談**

令和 4 年 3 月 23 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和 3 年 6 月 1 日規制改革推進会議）において令和 3 年度中に講ずることとされた措置について  
（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 1 日の第 3 回規制改革推進会議においては、民泊サービスの推進に向けた取組の一環として、住宅宿泊事業に伴い発生するごみ（以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。）について、各地方公共団体における処理の実態等を調査し、優良事例等を全ての地方公共団体に周知することを求める提案（別添）がなされました。

住宅宿泊事業廃棄物の処理については、これまでも、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、「規制改革推進に関する第 4 次答申（平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議）において平成 30 年度中に講ずることとされた措置について」（平成 31 年 2 月 28 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡。以下「平成 31 年事務連絡」という。）において、住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例を取りまとめ、住宅宿泊事業主管部局と連携した適切な対応等についてお願いしてきたところです。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成 29 年 3 月 21 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）等においても排出事業者責任の重要性について周知しているとおおり、事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、当該事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされています。こうした法に基づく責任の下、住宅宿泊事業者が住宅宿泊事業廃棄物を処理するに当たっては、廃棄物収集運搬業者に委託をする場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の住宅宿泊事業廃棄物については、必要な費用を負担することを前提に、いわゆる家庭ごみと同様に行う地方公共団体の収集を活用する場合等が考えられるところ、住宅宿泊事業廃棄物が少量であることを理由に、住宅宿泊事業者が廃棄物収集運搬業者と処理委託契約を締結できない事例があるとの報告がなされております。

このため、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査を実施し、対応事例等について別紙のとおり取りまとめましたので、ご参照いただき、法に基づいた適正かつ円滑な住宅宿泊事業廃棄物の処理を確保し、もって住宅宿泊事業の適正な運営が確保されるよう、貴管内市区町村に周知をお願いいたします。

特に、別紙においては、少量排出事業者に係る登録制度を設け、当該登録事業者が専用の有料袋により住宅宿泊事業廃棄物を排出することのほか、少量に限り有料ステッカー等を貼付して排出することにより、これを市区町村が収集するといった取組も見られます。このほか、一度に排出する廃棄物が少量であること、廃棄物の性状が家庭ごみと同様であること、家庭ごみのごみ集積所を利用すること、家庭ごみと同様の収集日に排出すること等の一定の要件を満たす場合には、市区町村による収集を実施している事例も見られます。

加えて、平成31年事務連絡においても周知しているとおおり、電話、メール、対面で住宅宿泊事業者からの廃棄物処理に係る相談対応を行うほか、当該事業者に対して廃棄物処理業者のリストを提示するなど、住宅宿泊事業廃棄物が適正に処理されるための取組が多く見られる一方、住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていないとの実態も多く確認できます。

以上から、住宅宿泊事業廃棄物について、通常の家から排出される廃棄物の量と同程度の場合等には、各種の要件を考慮した上で、有料ステッカー等を貼付すること等により、市区町村が家庭ごみと同様に収集することや、住宅宿泊事業主管部局と緊密に連携し、各種広報媒体や啓発活動等を通じて住宅宿泊事業者が適正な処理手法にアクセスしやすい体制を構築することが重要であると考えられることから、市区町村の実情に即して、法に基づいた弾力的な運用がなされるよう、貴管内市区町村に併せて周知をお願いいたします。

## 1. はじめに

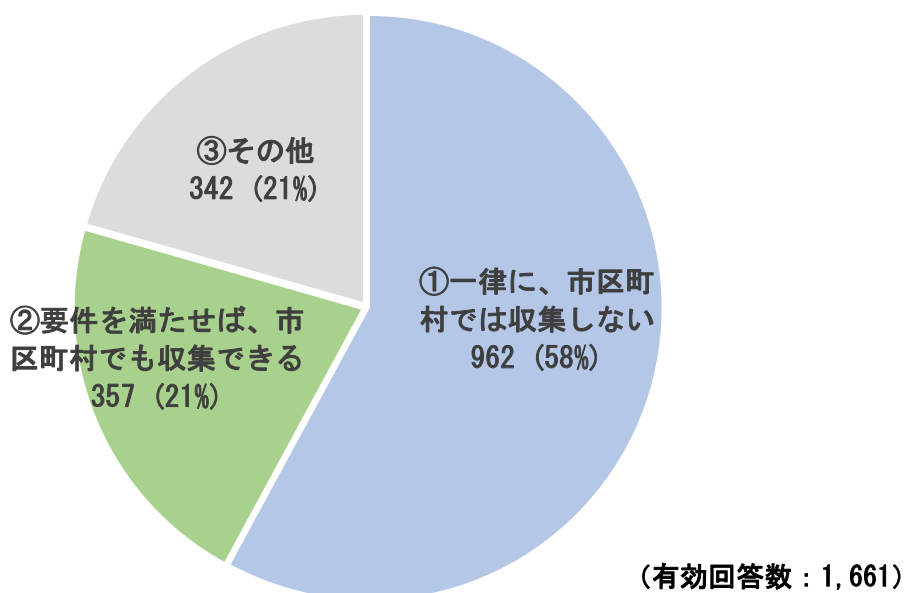
本データは、住宅宿泊事業廃棄物の取扱い状況等について、都道府県の協力の下、全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、令和3年度時点における調査結果を取りまとめたものである。調査対象の全国1,741市区町村のうち、1,683市区町村から回答を得たが、各設問により有効回答数は異なることから、各図の中に有効回答数を記載している。

## 2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況

住宅宿泊事業廃棄物については、市区町村（直営又は委託）での収集が対応可能であるかどうか、市区町村によって取扱いが異なるため、どのように処理を求めているか調査した（図1）。

なお、選択肢①（一律に、市区町村では収集しない）と回答のあった962市区町村のうち、925市区町村（約98.8%）は、「特に要望・需要がないため、条件付きでの収集について、対応の予定はない」との回答であった。

（図1）



### （選択肢について（※択一回答））

- ①：住宅宿泊事業廃棄物は、一律に、市区町村（直営又は委託）では収集しない。（廃棄物収集運搬許可業者への委託又は自ら運搬による処理施設への持ち込みを求めている。）
- ②：住宅宿泊事業廃棄物は、一定の要件を満たす場合、市区町村（直営又は委託）でも収集している。（排出量が少ない場合等、一定の要件を満たす場合には家庭系ごみとあわせて収集可としている。）
- ③：その他

### (②を選択した場合、その具体的な内容)

次項「3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容」を参照。

### (③を選択した場合、その詳細)

類型	具体例（一部抜粋）
家庭ごみと同様に収集	通常の家庭生活で排出されるごみ量と大差がないことから、特に要件を設けず市で収集している。 利用者が過ごすうえで出たものについては、指定の有料袋により指定の収集所に出されれば一般の家庭ごみと同様の扱いをすることになる。
事業系ごみとして収集	仮に、民泊施設が新たに出来た場合は、事業系ごみ専用のごみ置き場の設置を義務付け、民泊事業者専用の指定ごみ袋の使用を義務付けるとともに、収集に関しては、申込制の直営収集としている。
少量排出事業者に係る登録制度	少量排出事業者に係る登録制度があり、条件を満たす市内の事業者は専用の有料袋により事業系一般廃棄物に限って排出することができる（それを市で収集する）。
少量に限り収集	住居一体型で戸別収集していて、少量に限り有料シールで対応。 規定量以内の排出であれば戸別収集で回収可。それ以上のごみは個別に業者と契約してもらう。 一般廃棄物であり、ごみ集積所を管理する管理者からその利用が認められており、かつ、1週間あたり70kgを超えない量であること。

### 3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容

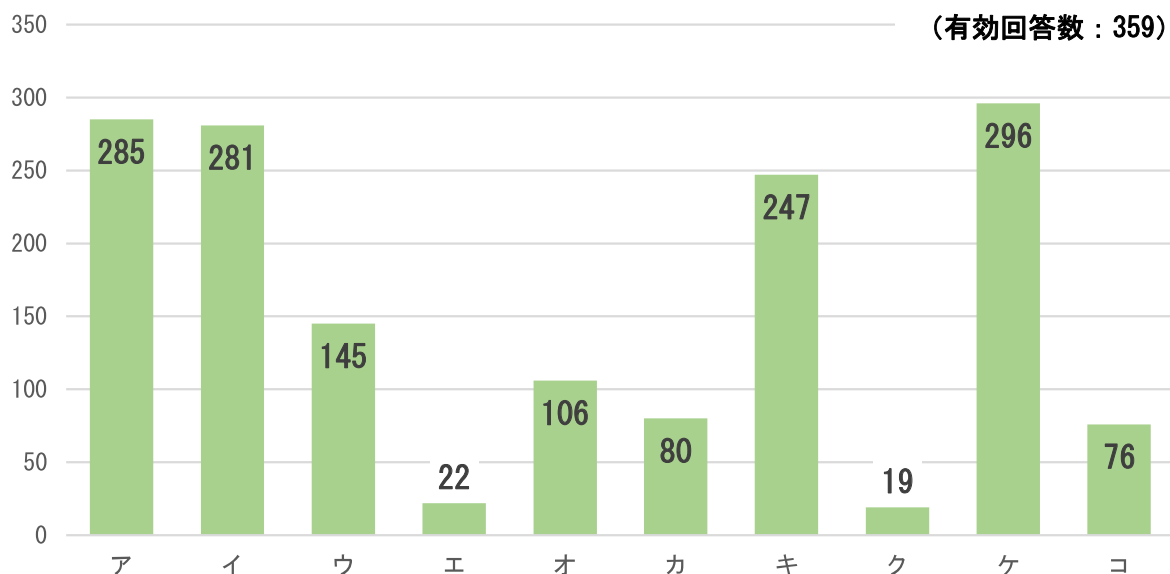
前項「2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況」の調査において、選択肢②（要件を満たせば、市区町村でも収集できる）と回答のあった市区町村において、具体的にどのような要件を求めているか調査した（図2）。

なお、選択肢エ（排出場所が、特定の業種・業態であること）として、住宅宿泊事業を含むと回答のあった22市区町村のうち、類似の業種・業態である貸室業（貸家業・貸間業）を含むと回答があったのは16市区町村だった。

また、選択肢カ（家庭ごみより割増の手数料を負担すること）と回答のあった80市区町村のうち、32市区町村はステッカー等を別途購入、10市区町村は現金払い対応と回答があり、その他にも「月額制で徴収」「事業ごみ用指定収集袋を購入」「納付書払いで徴収」「口座振替等で徴収」などの回答があった。



(図 2)



## (選択肢について (※複数回答可))

- ア：一度に出す量が、少量であること
- イ：廃棄物の性状が、家庭ごみと同様であること
- ウ：排出工程が、日常生活由来であること
- エ：排出場所が、特定の業種・業態であること
- オ：家庭ごみと同等の手数料を負担すること
- カ：家庭ごみより割増の手数料を負担すること
- キ：家庭ごみのごみ集積所を利用すること
- ク：家庭ごみのごみ集積所を利用しないこと
- ケ：家庭ごみと同様の収集日に出すこと
- コ：その他

## (コを選択した場合、その詳細)

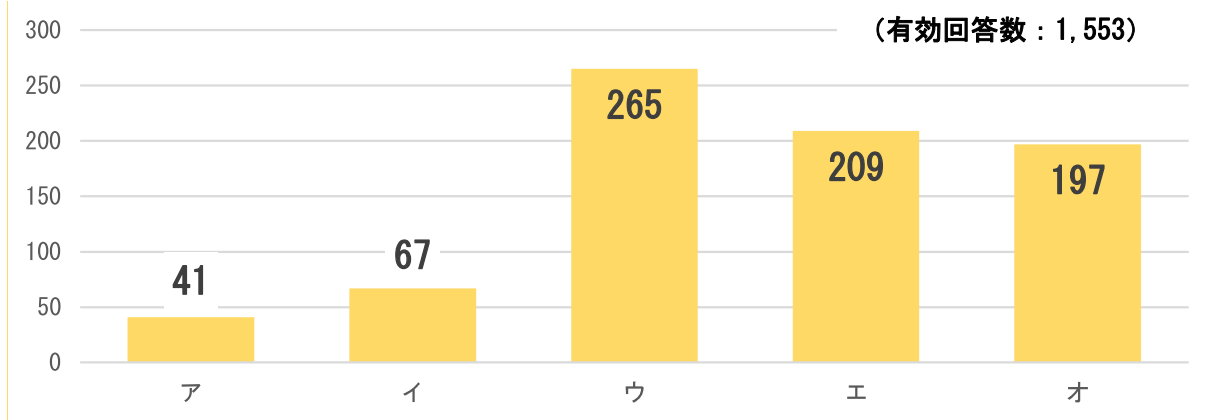
類型	具体例 (一部抜粋)
事前の届出・申込	<p>事前に届け出が必要となり、業や排出理由等が認められた場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみを定期的に排出すること。(産業廃棄物に該当する不燃ごみだけを排出する場合は、回収の対象外)</li> <li>・1回の排出量が40リットル相当以内であること。</li> <li>・段ボール等のステーション回収しているものは、近隣住民の承諾を得ること。</li> </ul>
事業場の規模、排出時間帯、近隣住民への説明、継続的な排出量の水準等を含めた、複数の要件を満たすこと	<p>次に掲げる要件に該当し、市が認めた場合、家庭ごみと同様に、ごみ集積所に排出することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のための事務所、事業所、工場、店舗等を有しない</li> <li>・従業員(事業主を含む)の総数が2人以下であること</li> <li>・事業系一般廃棄物の排出量が日量平均1キログラム未満であること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ処理券を貼付し区の収集を利用し、集積所に排出する場合は必ず近隣住民(集合住宅の場合は管理会社)に説明をして承諾を得ること</li> <li>・収集日当日までの保管方法を明確に記入すること</li> </ul>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 延床面積の1/2以上が居住の用に供されている事務所、店舗</li> <li>2. 事務所、店舗部分の床面積が50平方メートル以下</li> <li>3. 1日当たりの事業系一般廃棄物(事業所ごみ)の排出量が概ね5キロ以下</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>①午前9時までにごみ出しができること。</li> <li>②排出量が1日平均10kg以下であること。</li> <li>③敷地内にごみ置き場が設置できること。</li> </ol>
	<p>一度に出せるごみの量は45Lの袋で5袋まで、重さは50kg未満としている。また家庭ごみと同様、朝8時までに集積所に排出することとしている。</p>

#### 4. 住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容

住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容を調査した（図3）。

より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、平成31年事務連絡により周知した取組（選択肢アからエまでのいずれか1つ以上）を行っているという回答があった市区町村数は377であった。その他の手法により、相談先等を周知している（選択肢オ）との回答と合わせて、いずれかの方法により周知しているという回答があった市区町村数は495であった。

（図3）



#### （選択肢について（※複数回答可））

- ア：廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を、住宅宿泊事業主管部局と連携して配布している。
- イ：住宅宿泊事業主管部局が作成する住宅宿泊事業者向け資料・ウェブサイトにて、廃棄物の適正処理に関する相談先（廃棄物部局の連絡先等）を記載している。
- ウ：廃棄物部局において、電話、メール、対面での相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関して相談しやすい環境を整備している。
- エ：廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示するなどの対応をしている。
- オ：その他の手法により、住宅宿泊事業に伴う廃棄物の適正処理に関する相談先等を周知している（事業系ごみ等として、幅広く周知している場合を含む）。

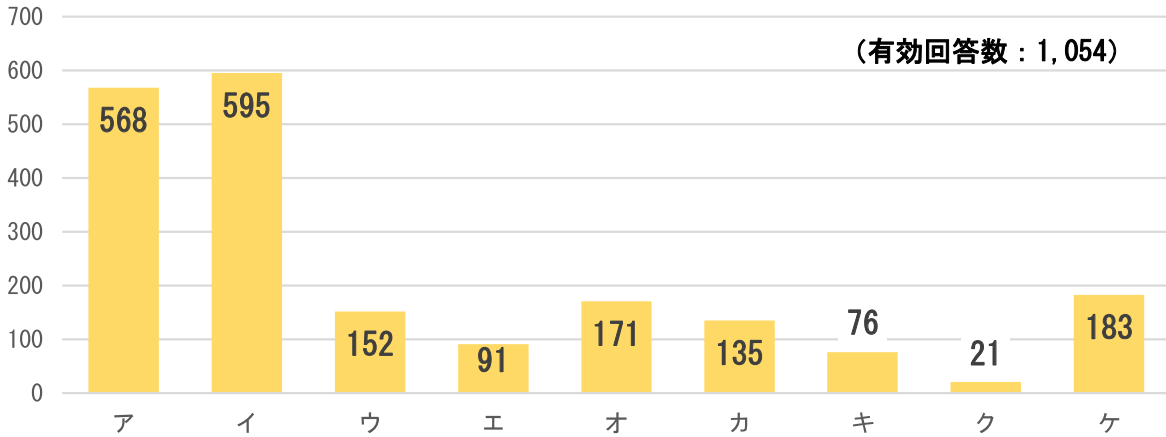
#### （オを選択した場合、その詳細）

類型	具体例（一部抜粋）
ホームページへの掲載	市の公式ホームページに「事業系ごみ処理ガイド」を掲載し、適正排出を周知・啓発している。
マニュアル・チラシ等の配布	事業系廃棄物の処理方法や問い合わせ先について、商工会を通じて事業者向け広報紙に折り込んで事業者へ周知している。
廃棄物減量等推進員等による指導	事業系ごみの分け方・出し方について啓発・指導を行う「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問。
市区町村による直接指導等	廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、直接訪問し、本市が実施する少量排出事業者制度について、説明を行うまたはチラシ等の投函を行っている。
市区町村への事前協議	住宅宿泊事業届出の際に、廃棄物部局へ事前相談するよう指導している。
コールセンターの設置	民泊における廃棄物適正処理に関する相談は、都道府県が民泊コールセンターを設置する等、対応している。
講習会における周知	業者収集マンション管理者向け講習会実施時には、民泊の運営及び廃棄物の処理方法について周知している。
民泊事業実施計画書の提出義務付け	市の条例において、住宅宿泊事業施設に係る開発事業を行おうとするとき、市に実施計画書を提出しなければならない。その際、事業者に対して廃棄物の適正処理に関して周知している。

## 5. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮する事案等

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮している事案等を調査した（図4）。なお、令和元年度に市区町村への調査を実施し、主な苦慮事案等について把握していたことから、選択肢アからクまでにこれを示した。

（図4）



### （選択肢について（※複数回答可））

- ア：家庭ごみへの混入 家庭ごみへの混入を認めていないが、通常のごみに混ぜられると住宅宿泊事業廃棄物か判別が難しい。
- イ：届出事業者の把握 住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていない。
- ウ：無届業者の存在 住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていない無届業者の存在により、住宅宿泊事業者の把握ができていない。
- エ：苦情への対応 ごみの出し方などの面で、近隣住民とのトラブル・苦情が発生している。
- オ：事業者の認識不足 住宅宿泊事業者の中には事業者としての自覚・認識がなく、責任感がない者がいる。
- カ：分別ルールの不徹底 観光客等区域外からの宿泊者に対し、分別ルール徹底が図れない。
- キ：責任者不在 管理者が常駐していないことにより、現地での対応に苦慮する。
- ク：業者に断られる 収集量が不安定である等の理由で、収集を断る許可業者が多い。
- ケ：その他

### （ケを選択した場合、その詳細）

具体例（一部抜粋）
現状、利用客が少ない上に管理者等で管理されているため問題になっていないが今後利用客が増えた場合に管理者で管理できるかが問題である。
農業地域等の住宅宿泊事業者の規模は零細であることが多く、事業系一般廃棄物で処理した場合、経済的負担が大きい。また排出される廃棄物の量も少なく、食物残渣等は自家処理できる範囲となるため、大規模でなく家族経営の場合は、特別な措置の必要性があり、柔軟な対応が求められている。
住宅宿泊事業者の届出が今まで無く、ルール等を定めるにあたっての情報が不足している。
実績がない住宅宿泊事業者がまだまだ存在し、家庭ごみへの混入を防ぐ対応に苦慮している。
住宅宿泊事業廃棄物についての相談がないため、実態を把握できていない。
山間部の民泊施設など、1～2件の宿泊でゴミが少量の場合においても、住宅宿泊事業廃棄物として業者への委託や自社運搬での処理に理解を得ること。

## 6. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法を調査した。自由記述による回答により得られたものであるため、参考となる事例について、以下のとおり、類型を示すとともに、回答の具体例を一部抜粋した。

類型	具体例（一部抜粋）
直接指導	事業者に対しては事業系廃棄物として収集業者を紹介し、個人の部屋等から排出される個人消費の廃棄物は排出者自らが家庭ごみとして排出するように指導を行い、事業活動に伴って排出される廃棄物と個人消費による廃棄物を分別するよう指導している。
施設搬入時のチェック	直接搬入を推奨し、適正に排出しているかチェックしている。
説明会等の実施	制度導入時に説明会を開催し、理解を図ったほか、毎年啓発文書を送付している。
他部局との連携	町観光担当課からの情報と町収集許可業者からの情報を元に調査して指導する。
事業系ごみ全般の対応	住宅宿泊事業廃棄物に限定はしないが、事業系ごみ全般の適正分別および処理について、下記の取り組みを実施しており、家庭ごみ集積所への事業系ごみ投棄が減少し、一般廃棄物収集運搬許可業者にごみ収集を依頼する事業所が増加したと推察している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの適正処理を案内するリーフレットを事業者へ配布。</li> <li>・家庭ごみ集積所にごみを排出した事業者を特定し、適正処理を直接指導。</li> <li>・一般廃棄物処理施設に搬入されるごみの展開検査を実施し、不適正な処理を行っている事業者を指導。</li> </ul>
ポスター等資料の活用	住民向けのごみ分別収集ポスターにて、処理困難物や通常収集しないごみ処理について、許可業者に直接連絡を取るよう、名称と電話番号を明記している。住宅宿泊事業者から廃棄物の問い合わせがあった際は、ポスターを参考に処理事業者案内をしており、スムーズな対応が可能で有効な手法でもある。
他部局等との連携	住宅宿泊事業主管部局が管理している住宅宿泊事業者一覧をもとに、住宅宿泊事業者に対し事業系ごみのガイドライン等の通知送付ができ、適正処理の周知に繋がられた。
訪問・啓発	「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問・啓発。
宿泊者によるごみ持ち帰りの推進	管理者に対し、「宿泊者にはごみはできるだけ持ち帰ってもらうように」と伝えることを指導している。
条例による書面提出の義務付け	住宅宿泊事業に関する市条例に基づき事業者から廃棄物の処理方法の分かる書類を提出させ、不備があった場合は事業者へ指導を行う。
関係者との情報共有	委託業者、近隣住民との情報共有を行う。